

山梨県公報

第四百二十五号

令和五年

十一月九日

木曜日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定(三件)……………六七五
○寄附金の収納事務の委託……………六七六
○家畜伝染病の発生……………六七六
○道路の区域変更……………六七六
○公 告
○松くい虫駆除命令内容の公表……………六七六
○国土調査の成果の認証(二件)……………六七七
○落札者の決定について……………六七八

告示

山梨県告示第二百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス
二 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日
三 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

(一) MasterCard

(二) VISA

(三) JCB

- (四) AMERICAN EXPRESS
(五) Diners Club
2 次に掲げる電子決済サービス
(一) Apple Pay
(二) 楽天キャッシュ
(三) 楽天ポイント
五 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号
二 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日
三 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決済サービス
1 d払い
2 auかんたん決済
3 ソフトバンクまとめて支払い
4 Amazon Pay
5 PayPal
6 メルペイ
7 楽天ペイ
8 au PAY
9 PayPay
10 あと払い(ペイディ)
五 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨中銀ディーシーカード株式会社 山梨県甲府市武田二丁目九番四号
- 二 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日
- 三 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - 1 MasterCard
 - 2 VISA
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社
- 二 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金（インターネットを利用して納付するものに限る。）
- 三 委託の期間 令和五年十月三十一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の病の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	蜜蜂	患者	一群	北杜市	令和五年十月十六日

山梨県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）において、この告示の日から令和五年十一月三十日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
上野原市大目字塚ノ沢一三三三番一四地先から	六・九	八八・四
上野原市大目字君越一三四七番一地先まで	一七・六	八八・四
新	一五・〇	八八・四
	二六・六	

公 告

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 区域及び期間
 - 1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県林政部森林整備課及び中北林務環境事務所

に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間 令和五年十二月十一日から同年同月十八日まで

二 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫
三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一 一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三 1 に規定する樹木、三 2 に規定する伐採跡地又は三 3 に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一 2 に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、4 の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、令和五年十一月二十二日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 忍野村

二 調査を行った時期 平成二十七年五月七日から平成二十九年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南都留郡忍野村内野の一部

五 認証年月日 令和五年十一月一日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 忍野村

二 調査を行った時期 平成二十八年四月二十六日から平成三十年三月三十一日まで

三 成果の名称 地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域 南都留郡忍野村内野の一部

五 認証年月日 令和五年十一月一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 小瀬スポーツ公園陸上競技場光波距離測定装置他

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和五年十月十七日

四 落札者

(一) 名称 有限会社甲府スポーツ

(二) 住所 山梨県甲府市武田三丁目一番九号

五 落札金額 二千八百三十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年九月四日